

四日市市告示第201号

妊婦一般健康診査、産婦健康診査及び予防接種県外医療機関等受診費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

妊婦一般健康診査、産婦健康診査及び予防接種県外医療機関等受診費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

妊婦一般健康診査、産婦健康診査及び予防接種県外医療機関等受診費用補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第214号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則 （有効期限） 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限りその効力を失う。	附則 （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> 限りその効力を失う。

附 則
（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月31日施行する。

（こども未来部こども保健福祉課）